

新		旧	
新		旧	
扶養親族の認定並びに除外に関する取扱いについて（抜粋） （平成17年 3 月20日 16高教職第1323号高知県教育委員会事務局教職員課長通知）		扶養親族の認定並びに除外に関する取扱いについて（抜粋） （平成17年 3 月20日 16高教職第1323号高知県教育委員会事務局教職員課長通知）	
第 2 扶養親族届等の取扱い		第 2 扶養親族届等の取扱い	
1 扶養親族の認定及び除外はすべて扶養親族届又は総務事務集中化システムによる届出により行うこと。		1 扶養親族の認定及び除外はすべて扶養親族届により行うこと。	
2 記載事項		2 記載事項	
(1) 提出の日付 職員が学校長又は総務事務集中化システムによる届出を行う場合は教職員・福利課長（以下「学校長又は教職員・福利課長」という。）に提出する日をいう。		(1) 提出の日付 職員が学校長に提出する日をいう。	
(2) 受理の日付 学校長又は教職員・福利課長が届出内容等を確認し適正な届であると認め、現実に受け付けた日をいう。		(2) 受理の日付 学校長が届出内容等を確認し適正な届であると認め、現実に受け付けた日をいう。	
(3) 所属長の認印 学校長の私印とする（総務事務集中化による届出を行う場合は、不要）。		(3) 所属長の認印 学校長の私印とする。 この認印は、学校長の確認を意味するものであるから、届を受理したときは、記載事項、添付された証明書等を検討し、該当者であることの確認をするものであること。	

第4 届出の手続

- 1 申請者は、扶養親族届に必要な事項を記載し、記名押印のうえ必要書類を添えて学校長又は教職員・福利課長に提出すること。

提出部数

- | | | |
|-----------|-----|-----------------------------|
| (1) 扶養親族届 | 2 部 | (総務事務集中化システムによる届出を行う場合は、不要) |
| (2) 添付書類 | 1 部 | |

第5 支給の始期及び支給の終期

1 支給の始期

扶養の事実が生じた日の属する月の翌月（事実の日の生じた日が月の初日であるときは、その月）から支給を開始する。ただし、届出が事実の生じた日から15日を経過してなされたときは、学校長又は教職員・福利課長の受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその月）から支給する。

第6 扶養親族認定書の保管及び整備

- 1 学校長は、認定された扶養親族届の「写し」（以下「扶養親族認定書」という。）を保管すること（総務事務集中化システムによる届出の場合は、不要）。

第4 届出の手続

- 1 申請者は、扶養親族届に必要な事項を記載し、記名押印のうえ必要書類を添えて学校長に提出すること。

提出部数

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 扶養親族届 | 2 部 |
| (2) 添付書類 | 1 部 |

第5 支給の始期及び支給の終期

1 支給の始期

扶養の事実が生じた日の属する月の翌月（事実の日の生じた日が月の初日であるときは、その月）から支給を開始する。ただし、届出が事実の生じた日から15日を経過してなされたときは、校長の受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその月）から支給する。

第6 扶養親族認定書の保管及び整備

- 1 学校長は、認定された扶養親族届の「写し」（以下「扶養親族認定書」という。）を保管すること。